

簡易除却広告物返還公告

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により別紙の広告物等を除却し、同法第8条第1項本文の規定により保管していますので、同条第2項並びに町田市屋外広告物条例（令和6年3月町田市条例第15号）第35条第1項及び第2項の規定により公告します。所有者等で返還を求める者は、この公告の日から2日間以内に、当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証する書類を持参の上、下記担当部署に申し出てください。

なお、前記の申出がないときは、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物等は廃棄します。

除却及び保管の際に生じた当該広告物等の破損及び汚損については、市は責めを負わないものとします。

記

- 1 対象広告物等 別紙のとおり
- 2 担当部署 町田市都市づくり部地区街づくり課
電話042-724-4267
※地区街づくり課にて保管しております。

2026年8月18日

町田市長 稲垣 康治

なお、返還に当たっては所定の様式の受領書を市長へ提出する必要がありますので、事前にご連絡ください。

揭示期限:8月20日

保管物件一覧表(7月分)

番号	除却日時 (保管開始日)		放置されていた場所	名称又は種類及び数量			表示内容	備考
1	2026年7月6日	13:44	中町1-31-12	立看板等	14	個	不動産販売	
2	2026年7月6日	13:50	東つくし野3-3	はり札等	1	個	新築戸建	
3	2026年7月6日	14:05	南成瀬5-21	はり札等	1	個	売出中	
4	2026年7月6日	14:20	つくし野2-37	はり札等	1	個	新築戸建	
5	2026年7月14日	13:25	森野5-1-6-5	立看板等	1	個	不動産販売	
6	2026年7月14日	13:32	森野5-9-18	立看板等	1	個	不動産販売	
7	2026年7月14日	13:39	木曽東1-36-15	立看板等	1	個	不動産販売	
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								

20 個